

令和8年1月23日

〒640-8152 和歌山市十番丁72 カサ・デまるのうち201

和ネット管理者 吉田 益夫 様

和歌山市小松原通3丁目68番地 TEビル3階
吹上法律事務所

氏代理人

弁護士 藤 田 隼 輝

TEL 073-428-3818 FAX 073-428-0053



削除依頼書

冠省 要用のみにて失礼いたします。

当職は、[]氏（以下「通知人」といいます。）より、インターネット掲示板「和ネット」に投稿されている記事に関し、その削除要請を受任した弁護士です。

貴殿が管理・運営されているインターネット掲示板「和ネット」には、別紙投稿記事目録記載の記事が掲載され閲覧可能な状態となっています（資料1）。

同記事は、犯罪事実に関する報道を転載したものですが、すでに14年以上が経過しており、転載元となった報道記事は既に削除され閲覧することはできなくなっています（資料2）。

通知人は公共の立場にある者ではなく、このような長期間が経過した過去の逮捕事実は、もはや公共の利害に関する事実とは言い難いものです。

判例上も、本件のような公共の立場にない者に関する相当期間経過後の逮捕事実については、事実を公表されない法的利益が記事を一般の閲覧に供し続ける理由に優越するものと判断しています（最判令和4年6月24日最高裁判所民事判例集76巻5号1170頁）。

つきましては、別紙投稿記事目録記載の投稿記事を削除されますよう依頼申し上げますので、速やかにご対応下さいますようお願いいたします。

草々

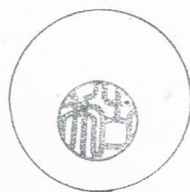
添付資料

1 委任状

(別紙)

投稿記事目録

閲覧用 URL	http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?top=3&thr=1620&sty=1&num=150
スレッド名	【犯罪者の街？】県内でも異常なほど不祥事の多い和歌山市【超低民度？】
投稿番号	38番
投稿者名	名無しさん
投稿日時	2011/10/22 13:00
投稿内容	出資法違反容疑で会社役員ら逮捕 和歌山 2011.10.22 02:40 県警生活環境課と和歌山北署は20日、出資法違反容疑で、和歌山市の会社役員、() と同市島崎町の会社員、山口雅人(29)の2容疑者を逮捕した。2人とも容疑を否認しているという。逮捕容疑は昨年11月中旬から今年3月初旬にかけて、海南市の無職女性(78)と男性(81)に法定の13・5倍の金利でそれぞれ3万円を貸し付け、計5万4千円の利息を受け取ったとしている。 http://sankei.jp.msn.com/region/news/111022/wky11102202400002-n1.htm



訴 訟 委 任 状

令和 8 年 1 月 23 日

住 所



委任者



私は、

弁護士 田中昭彦・弁護士 遠藤桂介

弁護士 藤田隼輝・弁護士 上岡美穂 殿

(事務所住所)

〒640-8269 和歌山市小松原通3丁目68番地 TEビル3階
吹上法律事務所

(電話番号) 073-428-3818

(FAX番号) 073-428-0053

に、下記事件に関する各事項を委任します。

記

第1 事 件

1 相 手 方

吉 田 益 夫

2 裁 判 所

3 事 件

投稿記事削除請求事件

第2 委任事項

- 1 上記事件の訴訟行為、訴えの取下げ、和解、請求の放棄、請求の認諾、調停、控訴・上告・上告受理の申立て・抗告及びそれらの取下げ、反訴の提起、弁済金物の受領、保管金納入及び受領、復代理人選任
- 2 担保保証の供託、同取消し決定の申立て、同取消しに対する同意、同取消し決定に対する抗告権の放棄、権利行使催告の申立て
- 3 供託書還付請求、供託物及び利息利札の払渡請求並びに受領
- 4 債権届出、債権者集会及び債権調査期日への出席、議決権行使ほか債権者としての権利行使
- 5 民事訴訟法第360条(同法第367条2項、第378条2項による準用の場合を含む)による異議の取下げ及びその同意、民事訴訟法第48条(同法第50条3項、第51条による準用の場合を含む)による脱退
- 6 申立の取下げ、労働審判申立及び異議申立、申立の不適法却下に対する即時抗告
- 7 土地・家屋名寄帳の申請及び受領に関する権限